

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	松本空港課 (松本空港管理事務所)	整理番号	2-3-5
処分の種類	松本空港内での行為制止、退去命令			
根拠法令条例等・条項	長野県松本空港条例第19条			
処分の概要	長野県松本空港条例の規定による制限、命令等に違反した者、従わなかった者に対する行為の制限又は退去の命令。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>長野県松本空港条例第19条</p> <p>知事は、次の各号の一に該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港から退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 第6条、第7条、第9条、第10条又は第11条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第8条の規定による入場又は行為の制限に従わなかった者</p> <p>(3) 第12条第1項の規定に違反して営業している者</p> <p>(4) 第13条第2項の規定による命令に従わなかった者</p>			
基準の制定根拠	長野県松本空港条例第19条			